

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成26年7月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 農地法適用外事実確認証明について
- 議第 7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について

## 報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 使用貸借の解約通知について
- 報第 5号 作付変更届
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

## その他

## 出席委員 35名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員  | 2番 鶴 卷 純 一 委員  |
| 3番 内 山 敏 雄 委員  | 4番 村 井 善一郎 委員  |
| 5番 熊 倉 睦 委員    | 6番 捧 譽 委員      |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員  | 8番 刈 屋 一 夫 委員  |
| 9番 佐 藤 満 委員    | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員   | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 横 山 一 雄 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員   | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員   |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 嘉 藤 太加雄 委員 |

25番	佐藤裕雄	委員	26番	阿部新一郎	委員
27番	星野英治	委員	28番	藤田吉則	委員
29番	渡邊一英	委員	30番	原正利	委員
31番	小師勉	委員	32番	目黒伸一	委員
33番	山田佳典	委員	34番	蒲澤正	委員
35番	小林六一	委員			

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局長	堀雅志
事務局次長	斎藤公明
経営基盤係副参事	麦倉政勝
経営基盤係主任	堀江定昭

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

時間になりましたので、定例総会を行いたいと思います。

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席35名、欠席ゼロで会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。10番、金子純一委員、27番、星野英治委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

早速議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

なお、3番、内山敏雄委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

3番、内山敏雄委員、お願いいたします。

（午前9時40分 3番内山敏雄委員退席）

議長（野崎会長）

それでは、事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

おはようございます。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

議案書の3ページお願いいたします。今月の申請は、新規設定14件、2万806㎡、所有権移転1件、4,422㎡、合計では15件、2万5,228㎡であります。

それでは、戻りまして、1ページの23番から順にご説明いたします。

23番につきましては、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であつせん委員より報告をいただいた案件であります。帯織南地内の農地1筆、4,422㎡をあつせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり90万円であります。

24-1番は、南五百川地内ほかの農地、計6筆、4,868㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

次の25番から3ページの37番までの13件につきましては、全て新規により6年間利用権設定するものであります。

25番は、葎谷地内の農地1筆、396㎡、26番は同じく葎谷地内の農地1筆、644㎡、27番も同じく葎谷地内の農地1筆、353㎡、28番も同じく葎谷地内の農地5筆、2,765㎡、29番も同じく葎谷地内の農地1筆、218㎡をそれぞれ新規により6年間利用権設定するものであります。

30番は、遅場地内ほかの農地、計5筆、2,232㎡、31番も同じく遅場地内ほかの農地、計3筆、922㎡、32番は葎谷地内の農地1筆、591㎡、33番は遅場地内の農地1筆、1,015㎡、34番は葎谷地内の農地2筆、2,767㎡、35番も同じく葎谷地内の農地1筆、1,388㎡、36番も同じく葎谷地内の農地4筆、1,689㎡をそれぞれ新規により6年間利用権設定するものであります。

1枚おはぐりをお願いしまして、3ページお願いいたします。最後になります。37番も同じく葎谷地内の農地1筆、958㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

4ページをご覧ください。24番の2につきましては、農地利用集積円滑化事業で、新規設定により6年間利用権設定するものであり、先ほどご説明いたしました24番の1と連動しておりますので、そのようにご覧いただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願ひます。

第2調査部会長は、坂井代理の隣に着席願ひます。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

改めましておはようございます。それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、7月25日午前9時から厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と坂井会長代理のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後1時半に閉会いたしました。

ただいま意見が求められています議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定14件、所有権移転1件、合計件数15件、面積にして2万5,228㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

28番、藤田委員。

28番（藤田吉則委員）

23、24番はともかくとして、25番から37番まで農事組合法人千年悠水の里の契約ですが、7月31日からの契約になっていますけれども、理由が何かわかったらお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

議長（野崎会長）

事務局、説明お願いいたします。

事務局（堀事務局長）

事務局のほうで回答いたします。千年悠水の里の件でございますが、この時期になると、皆さんこれ以上の作業は難しいということで法人と契約することとしたというふう聞いております。急な案件であったため、使用貸借との契約したということでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

藤田委員、よろしいですか。

28番（藤田吉則委員）

了解しました。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いいたします。

（午前9時55分 3番内山敏雄委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告いたします。議第1号『農用地利用集積計画について』は、部

会長の調査報告のとおり全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、21番、阿部銀次郎委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席お願いいたします。

21番、阿部銀次郎委員。

（午前9時55分 21番阿部銀次郎委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。今月の申請は6件で、合計2,166.38㎡であります。

16番から説明申し上げます。

16番は、上保内地内の農地2筆、482㎡を譲り受け人が相手方の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり1万円であります。

17番は、大野畑地内の農地1筆、276㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり900万円であります。

18番は、泉新田地内の農地1筆、75㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約125万円であります。

19番は、下大浦地内の農地1筆、773㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり500万円であります。

20番は、上保内地内の農地1筆、5.38㎡を譲り渡し人が同一世帯の後継者育成のため、贈与するものであります。

21番は、庭月地内の農地2筆、555㎡を譲り渡し人が労力不足のため、隣地耕作者である譲り受け人に贈与するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、

贈与によるもの2件、合計件数6件、面積にいたしまして2, 166.38㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いいたします。

（午前10時00分 21番阿部銀次郎委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告いたします。議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、部会長の調査報告のとおり全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。今月の申請は5件で、合計8,088㎡であります。

それでは、戻りまして、6ページの10番から順に説明をいたします。

10番は、籠場地内の農地1筆、1,355㎡を賃借権の設定により、駐車場及びカーポート4棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、籠場工業団地東側300m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第5号の26番で農地法第5条の許可申請がなされております。

続きまして、11番は鶴田2丁目地内の農地1筆、1,011㎡を賃借権の設定により、診療所1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条東高校北側300m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分

は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましても議第5号の27番で農地法第5条の許可申請がなされております。

12番は、計画変更のみの申請で、塚野目地内の農地3筆、3,740㎡を工場1棟、緑地及び通路・駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条金属工業団地東側隣接地で、既存施設の拡張を行うものであります。農用地区分は、第1種農地と判断されます。

13番は、須頃1丁目地内の農地1筆、1,149㎡を売買により取得し、次の14番で同時申請されております北側隣接地833㎡とあわせて、事務所兼店舗1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万7,000円でございます。場所につきましては、JR燕三条駅南西300m付近で、都市計画用途地域の商業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第5号の28番で農地法第5条の許可申請がなされております。

最後に、14番は計画変更のみの申請で、須頃1丁目地内の農地1筆、833㎡を先ほどの13番で申請されております南側隣接地1,149㎡とあわせて、事務所兼店舗1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、同じくJR燕三条駅南西300m付近で、都市計画用途地域の商業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、合計件数5件、面積は8,088㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明いたします。

議案書の8ページをお願いいたします。今月の申請は2件で、合計1,703㎡であります。

8番は、上須頃地内の農地2筆、1,447㎡を共同住宅2棟、駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、須頃小学校北西800m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、9番は小古瀬地内の農地2筆、256㎡を既存宅地とあわせて、農作業場1棟、農家住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、国道8号千把野交差点北西1km付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、合計件数2件、面積1,703㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。



なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。議案書の11ページお願いいたします。今月の申請は9件で、合計1万9,420㎡であります。

9ページに戻りお願いいたします。

26番、27番及び28番につきましては、先ほどご審議をいただきました議第3号『事業計画変更承認申請について』の10番、11番及び13番でそれぞれご説明させていただきました内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

29番は、上保内地内の農地1筆、109㎡を売買により取得し、植林の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約50円であります。場所につきましては、保内小学校北側1km付近で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、農用地区分は第2種農地と判断されます。

30番は、南中地内の農地5筆、1万4,771㎡を賃借権の設定により砂利採取のため、平成26年9月20日から平成28年6月19日まで、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、飯田小学校北側600m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

続きまして、31番は飯田地内の農地1筆、67㎡を使用貸借権の設定により、駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、飯田小学校南東200m付近で、隣接地と一体利用するものです。農用地区分は、第2種農地と判断されます。

1枚おはぐりお願いいたします。32番は、直江町3丁目地内の農地1筆、429㎡売買により取得し、住宅1棟、駐車場及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万2,000円あります。場所につきましては、国道8号直江町2丁目南交差点西側200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

33番は、同じく直江町3丁目地内の農地1筆、348㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,000円あります。場所につきましては、国道8号直江町2丁目南交差点北西300m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

最後に、34番は荻堀地内の農地2筆、181㎡を使用貸借権の設定により、住宅1

棟の用地として利用したいものです。場所につきましては下田庁舎北側100m付近で、下田庁舎付近であることから、農用地区分は第3種農地として判断されます。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、合計件数9件、面積1万9,420㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法適用外事実確認証明について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第6号『農地法適用外事実確認証明について』ご説明いたします。

議案書の12ページお願いいたします。今月の申請は1件で、142㎡であります。

上保内地内の農地1筆、142㎡について、周囲が山林等からの直接的な影響によって農地としての維持や継続的な利用が困難になったため、非農地としたいとするものです。

以上であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第6号『農地法適用外事実確認証明について』は、件数1件、面積142㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地法の適用を受けない事実の内容を満たしており、非農地として確認することといたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

目黒委員。

32番（目黒伸一委員）

32番、目黒です。議第6号の案件なのですが、これと似たようなのが、例えば下田地区に非常にいっぱいあると。それで、すんなりこういうふうに通るものかということをお聞きしたいのですが。

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

まず、この農地法適用外事実確認証明について適用されるのは農振農用地区域外の農地となっておりまして、下田地区につきましてはここ、場所はわかりませんが、農振農用地内の農地でありまして、これについてはこれを適用するのは非常に難しいという格好になると思います。

それから、非農地であることを証明するにはいろいろ条件がありますので、まず農振農用地区域外であること、それから現地の状況を確認した中で判断させてもらうこととなると思いますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

目黒委員、よろしいですか。

32番（目黒伸一委員）

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

そのほかございませんでしょうか。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、それでは議第7号の審議に当たり、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、議長を20番、坂井和弘会長代理に交代いたします。お願いいたします。

（会長 野崎文夫委員退席、会長代理 坂井和弘委員議長席に着く）

議長（坂井会長代理）

それでは、議長を交代し、早速議事に入ります。

議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

なお、18番、田邊稔委員、23番、野崎文夫委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席お願いします。

（午前10時15分 18番田邊 稔委員、23番野崎文夫委員退席）

議長（坂井会長代理）

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

この議案につきましては別冊となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』ご説明いたします。

冒頭お願いしましたとおり、下田地区の案件につきましては取り下げになっておりますので、よろしくお願いいたします。

今回審議いただく案件の中に、土地改良事業完了後、8年未経過の土地はございません。

まず、三条地区についてご説明いたします。三条地区でお願いする案件は、重要変更5件、軽微変更1件、計6件であります。

三条地区の1件目についてご説明いたします。申請人は、三条市長であります。

変更箇所につきましては、変更（案）箇所詳細図（1）をごらんください。申請土地は、東大崎1丁目700ほか15筆、地目は田で1万6,453㎡です。当該土地は、現在の大崎小学校のグラウンドの北東側に位置しております。

事業目的は、市が進めている小中一貫教育を推進するため、現在の大崎小学校敷地を拡張し、大崎中学校との小中一体校として利用するため、申請地の農振除外が必要となったものです。

位置選定に当たり、小学校の北側は市道があり、一体的な利用が難しいこと、また変更面積が多くなることから、小学校の北東側が現行敷地と一体的な利用が可能であり、面積が最小限で済むことから、当該地を選定されたものです。

施設の概要は、中学校の校舎、体育館、グラウンドのほか、通路・歩道・フェンス・排水路などの外構が計画をされております。

続きまして、2件目について説明いたします。申請人は、井栗の田邊稔さんであります。

変更箇所につきましては、変更（案）箇所詳細図（2）をごらんください。申請土地は、井栗1丁目丙94-3ほか3筆、地目は田、畑で443.82㎡です。当該土地は、第四中学校のテニスコートの北東側に位置しております。申請人は、井栗地内で農業を営んでおりますが、次男が農業従事することになり、自宅が手狭となるため、次男の分家住宅を建築したいというものであります。

位置選定に当たり、自宅から近い農振白地地内を検討されたものの、計画面積や道路の状況から断念し、自己所有農地で近隣耕作者への影響及び道路状況を考慮して、やむを得ず農振農用地の申請場所を選定されたものです。

施設の概要は、住宅1棟、駐車場、通路など、合計443.82㎡となっております。

続きまして、3件目について説明いたします。申請人は、角利産業（株）であります。

変更箇所につきましては、変更（案）箇所詳細図（3）をごらんください。申請土地は、東本成寺272の1筆、地目は田で1,024㎡です。当該土地は、本社の西側に位置しております。申請人は、大工道具・刃物、アウトドア用品、学校用品、防災・防犯用品などを取り扱う業者であり、東本成寺3-3に本社・第一営業部・本社物流センターを構えております。現在の社屋について、建設から23年ほど経過しており、建物の老朽化により不等沈下が起こり、日常の業務に支障を来しております。また、従業員用及び来客駐車場の不足、運送用トラックの作業場も不足しております。社屋の建てかえは、既存の敷地を利用して行う予定ではありますが、駐車場と作業場については申請地に設置したいものであります。

続きまして、4件目について説明いたします。申請人は、有限会社三条インテリアクリーンであります。

変更箇所につきましては、変更（案）箇所詳細図（4）をごらんください。申請土地は、東鱈田字水汲田378番地ほか3筆、地目は田、畑で1,046㎡です。当該土地は、本社の北側に位置しております。申請人は、インテリア用品や布団・毛布、じゅうたんなどのクリーニング業を営んでおり、東鱈田377番地に本社を構えております。取引先も100社を超え、今後の事業拡大のため、作業所及び一時保管用倉庫の拡充が必要であり、申請地に建設したいというものであります。

続きまして、5件目について説明いたします。申請人は、吉田の佐藤政一さんであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図（5）をごらんください。申請土地は、三条市吉田字南畑1214番ほか3筆、地目は畑で607㎡です。当該土地は、本社の南東側に位置しております。申請人は、家庭用雑貨製造を取り扱う有限会社佐藤製作所を営んでおります。現在の事業、特に販売部門を強化充実すべく、倉庫及び商品搬入出用駐車場を申請地に建設したいものです。

続きまして、三条地区の最後でございますが、6件目について説明いたします。軽微変更になります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図（6）をごらんください。申請土地は、柳川新田字浦谷内957番1ほか2筆、地目は畑で498.15㎡です。申請人は、野崎

文夫さんであります。当該土地は、既存の農作業場の南側に位置しております。申請人は、市内で広域的に農業を営んでおります。申請地に隣接する土地に農作業場を建設し、営農活動を行っていましたが、耕作面積が増加し、既存の農作業場では手狭なため、倉庫及び駐車場、粉じん飛散防止用のネットフェンスを建設したいものであります。土地の選定に当たり、農用地区域外で検討したものの、通作上の利便性を考慮し、やむなく農振農用地の本申請地を選定したものでございます。

次に、栄地区についてご説明いたします。栄地区で審議いただく案件は、重要変更1件、携帯中継基地局1件、合計2件であります。

栄地区の1件目についてご説明いたします。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図（1）をごらんください。申請土地は、福島新田字大沼乙1337番1ほか1筆、地目は田で5,472㎡です。当該土地は、既存敷地の南側に位置しております。申請人は、三條金属（株）であります。申請人は、福島新田地内において銑鉄鑄物業を営んでおります。現在従業員の駐車場を借用していますが、貸し人より返還を求められていること、また部品の多様化による倉庫の増設、職員の休憩所の整備のため、敷地の拡張を計画しているものです。

施設の概要は、倉庫2棟、休憩所1棟、駐車場100台、調整池、通路、緑地帯、つけかえ水路などです。

続きまして、2件目についてご説明いたします。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図（2）をごらんください。申請土地は、北潟字蔵下甲371番1ほか1筆、地目は田で123㎡です。当該土地は、北潟集落、通称湧堰地内の南側に位置しております。申請人は、KDDI株式会社であります。

本件は、電気通信事業者の行う中継基地の設置に伴う農用地区域内の開発行為による届け出であります。

開発目的は、携帯電話サービス事業の強化を図るため、携帯電話用の基地局を建設されるものです。

以上、合計8件であります。ご審議の上、意見決定を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会の調査結果報告をお願いします。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、下田地区の案件につきましては取り下げになっておりますので、三条地区、栄地区の案件につきまして報告いたします。

三条地区で合計件数6件、面積2万71,97㎡、栄地区で合計件数2件、面積5,595㎡で、現地調査を含む書類審査を行い、全件変更やむを得ないと認めるという意

見であります。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

6 番。

6 番（捧 譽委員）

ナンバー 1 のことでお聞きしたいのですけれども、ちょっと聞いたのですけれども、学校用地のことですけれども、これ代替農地をどうのこうのという話は聞いているのですけれども、そういったことについてどのように進んでいるのか。

また、農業委員会とのかかわりというのはどうなるのかというのを聞きたいのですが。

ありがたいぐらいなのか。また代替用地の取得とか、そういうのを関係するのかどうかお聞きしたいのです。

議長（坂井会長代理）

事務局、お願いします。

事務局（堀事務局長）

お答えさせていただきますが、ただいま私どもに意見決定を求められているのが農振除外の案件でございます。詳細につきましては私ども事務局としても把握をしておりませんので、お答えできないということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（坂井会長代理）

よろしいでしょうか。

6 番（捧 譽委員）

はい。

議長（坂井会長代理）

そのほか何かご質問等ありませんでしょうか。

発言がないですので、お諮りいたします。議第 7 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果の報告のとおりご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

第 2 調査部会長、自席へお戻りください。

（午前 10 時 30 分 18 番田邊 稔委員、23 番野崎文夫委員着席）

議長（坂井会長代理）

退席された委員に報告します。議第 7 号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、部会長の調査報告のとおり、全件変更やむを得ないものとして認めることといたしました。

それでは、議長、交代いたします。

(会長代理 坂井和弘委員退席、会長 野崎文夫委員議長席に着く)

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』農政対策部会長より報告願います。

22番、野水委員。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

皆さん、大変ご苦労さまです。農政対策部会の報告を行います。

農政対策部会は、7月18日の午後1時30分から厚生福祉会館第2集会室において、部会委員14名のほかに野崎会長の出席を得まして開催いたしました。

議題は、6月30日開催の農業委員会総会に付託を受けました平成26年度作況調査について、利用状況調査について、そのほか選挙人名簿登載申請書の回収方法について、農地法の事務権限移譲についてです。

最初に、作況調査につきましては、例年の圃場検分による調査を取りやめ、坪刈り調査に変えることといたしました。その概要は、調査件数9件、各地区3件ずつ、品種はコシヒカリBL、実施日を9月9日火曜日午前6時に各地区の指定されました場所に集合していただき、坪刈り、脱穀などを行います。脱穀された籾は、ネットに入れた状態で三条農業普及指導センターへ持ち込みます。農業普及指導センターの協力を得まして、反収計算はセンターで算出してもらいます。当日午後6時から、反収や作柄状況を基にした検討会を行うことといたしました。さらに詳しいことは、後日事務局から案内がありますので、よろしくお願ひします。

次に、利用状況調査についてです。農地法の改正で農業委員会は、年1回農地の利用状況調査を行わなければならないことになっております。そこで、今まで取り組んできました農地パトロールをベースにしまして、農地の利用状況についての調査を7月31日と10月31日の2回、総会後の午後実施することといたしました。重点調査は過去に実施した、当初において遊休農地とされた農地の再生状況及び再生後の利用状況の確認、新たな遊休農地調査、農地の権利移動の許可後における耕作状況の把握となります。本日は、午後1時に、三条地区は厚生福祉会館2階第2集会室に、栄地区は農村環境改善センター2階会議室に、下田地区は産業開発センター2階201会議室に集合していただき、打ち合わせをした後、それぞれ担当区域内のパトロールをしていただきます。その報告と検討会をお願いします。

なお、細かな点につきましては後ほど事務局より説明がありますので、よろしくお願



いたします。

次に、選挙人名簿登載申請書の回収についてです。この件は、ことしの2月総会后、委員から農家組合の寄り合いで選挙人名簿登載申請書を以前のような農家組合で取りまとめる方法にしてほしい要望があったとのご意見をもとに議題としました。現在の郵送回収方法と農区長への回収依頼方法とのメリット、デメリットを検討しました。検討の結果、個人情報保護条例があり、守っていかねばならないので、現在の郵送回収方法で行うとなりました。

最後に、農地法の事務権限移譲についてを議題としました。現在、面積2ヘクタール以下は権限移譲と事務委任により、三条市農業委員会の許可事務であります。新潟県は、これをさらに進めて、転用面積2ヘクタール超から4ヘクタール以下を権限移譲すると三条市に打診が来ております。そのような中で三条市から事務委任の話があった場合、受けるかどうか検討を行いまして、受けることで了解されました。

以上で農政対策部会からの報告を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

廣川委員。

17番（廣川哲也委員）

農政対策部会で慎重なる審議の結果、決まったことですので、意見を申し上げてもどうかとは思いますが、何かというと個人情報というような話の中で言われますけれども、そもそも配布は郵送で取りまとめというか、苦勞した封をした封筒だけ農家組合長に提出というような形をとれば、個人情報も守れて、回収率も上がるのではないだろうかというような思いでご質問させていただいたということだけ申し上げておきたいと思えます。

議長（野崎会長）

廣川委員、この件につきまして回答を、要しますか。

17番（廣川哲也委員）

意見申し上げただけです。

議長（野崎会長）

いいですか、回答は。

17番（廣川哲也委員）

はい。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、私のほうから補足説明させていただきますが、野水農政対策部会長が言われましたように、今まで作況調査を行ってきたわけでございます。今までの反省、検討の中で検分だけでは何の意味もないということの中で、では今後どういうふう

に対応していったらいいかということで農政対策部会で諮問したところ、坪刈りを、そう圃場を多くとらずに、できる範囲で栄地区、下田地区、三条地区、3カ所ずつ指定された中で坪刈りをやったらいいかどうかという話が出ました。

そんな中で、ではその坪刈りをやって、どういう効果が出るのかという話を出しましたが、効果というよりも、やはりこれからはそういう適正な数字を出した上で、今後水田対策協議会といったようなところにも出向きまして、いろいろ意見調整なされることもできるだろうし、そしてまた我々が農業委員会で情報として取り上げております作業賃金あるいは小作料に対して、またそれ参考数字として上げられるのではないかということの中でこのたび、大変手間がかかりますが、それぞれ栄地区、下田地区、三条地区と分かれまして、坪刈りを行って、また午後から脱穀調整に入るということで、機具のほうにつきましては借りることを前提にして、これからまた振興局と打ち合わせしながらやっていきたいと思っておるわけでございますので、どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ご発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』は終了いたします。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

皆さん、よろしくお願いします。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第6号まで続けて事務局より報告願います。

事務局（堀事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

報告の中で質問がございましたら、ご発言願いたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、14番、村山佐喜雄委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

来月、第1調査部会の当番でございます。8月25日月曜日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係各委員のご出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は29日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時45分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（10番）

---

議事録署名委員（27番）

---